

(案)  
審 査 基 準

令和7年●月●日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第95条の2第3項
処 分 の 概 要：特定免許情報の記録
原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第95条の2第1項及び第5項（特定免許情報の記録等） 道路交通法施行規則第21条の2（特定免許情報の記録の申請）、 第21条の4（特定免許情報の記録）、第21条の6（免許証の交付を 受けようとする際に行う特定免許情報の記録の申請）、第21条の10 （現に受けている免許の種類と異なる種類の免許に係る免許証の交付 等）、第29条の2の3の2（更新された免許証の交付等）、第31条 の4の2（他の種類の免許に係る免許証の交付に伴う特定免許情報の 記録）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：即日
申 請 先：自動車運転免許試験場、自動車運転免許試験場更新センター、遠隔 地警察署又は八女警察署黒木交番
問 合 せ 先：警察本部運転免許試験課自動車運転免許試験場試験場係 ○ 福岡自動車運転免許試験場（092-565-5010） ○ 北九州自動車運転免許試験場（093-961-4804） ○ 筑豊自動車運転免許試験場（0948-26-7110） ○ 筑後自動車運転免許試験場（0942-53-5208）
備 考：